

表 1 (令和元年度作成分)

(〔事業費〕単位：千円)

基本構想・基本計画等作成調【建設水道委員会】

番号	事業年度	所属	構想・計画名	事業費	作成期間	目的	成果及び今後の対応等	成果品等の添付
1	R元	まちづくり部 まちなか事業推進室	長崎市中心市街地活性化基本計画(第2期)	0	H31.4 ~ R2.3	中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、令和2年度から5カ年間の第2期基本計画を策定する。	令和2年3月30日付で内閣総理大臣の認定を受けた。これにより、「中心市街地の活性化に関する法律」に基づく法律・税制上の特例や補助事業等の支援措置を有効に活用しながら事業を進めることで、中心市街地の活性化を推進していく。	あり (本編及び概要版)
2	R元	まちづくり部 景観推進室	歴史的風致維持向上計画	5,749	H27.4 ~ R2.3	平成27年3月に策定した「長崎市歴史文化基本構想」を基に、本市固有の歴史・文化・自然及び人々の営みが織りなす歴史的風致の維持及び向上を図り、個性あふれる魅力的なまちづくりを推進するため、本計画を策定する。	長崎市歴史的風致維持向上計画においては、歴史的資産を生かしたまちづくりを推進するため、5つの歴史的風致を設定し、重点区域として東山手・南山手地区を設定している。 本計画は、長崎市歴史的風致維持向上協議会における協議やパブリック・コメントの実施を経て計画策定を行った後、令和2年2月に国へ認定申請を行い、令和2年3月に国の認定を受けた。 今後は、重点区域である東山手・南山手地区において、営みと賑わいが共生できるまちづくりに取り組むため、地域主体のまちづくり協議会と一体となって、将来のまちの姿やまちづくりの方針等を示した「歴史まちづくり計画(グランドデザイン)」を策定し、具体的な事業・取組みを実施していく。	なし (配付済)
3	R元	建築部 建築指導課	耐震改修促進計画	0	H29.3 ~ R2.3	建築物の耐震化を引き続き推進し、市民等の地震に対する安全を確保するため、国の住生活基本計画や本市の第四次総合計画における住宅の耐震化率の目標値の設定、及び上位計画に位置付けられる長崎県耐震改修促進計画の平成29年2月改訂を受け、現計画を改訂した。	これまでの建築物の耐震化率など現計画の総括を踏まえ、建築物の耐震化の達成に向けて、支援や周知・啓発等の必要な施策を示すことにより、耐震化を推進し、市民や観光客などの地震に対する安全安心を確保できる。	なし

表 2 (令和2年度作成分)

基本構想・基本計画等作成調【建設水道委員会】

(〔事業費〕単位：千円)

番号	事業年度	所属	構想・計画名	事業費	作成期間	目的	方法及び事業効果等
1	R 2	土木部 土木企画課	バリアフリー促進方針・基本構想	349	H31.4 ～ R3.3	本市においては、バリアフリー法に基づき「長崎市バリアフリー基本構想」を定め、関係機関とともにハード面・ソフト面におけるバリアフリー化を推進しているが、現基本構想の目標年次が令和2年度となっていること、また、平成30年11月に改正バリアフリー法が施行され、移動等円滑化促進方針（マスタープラン）制度が創設されたこと等を受け、周辺環境や制度の変化に合わせて次期基本構想を策定するもの。	次期基本構想の策定にあたっては、①改正バリアフリー法への対応、②旧基本構想の進捗を踏まえた次期計画の策定、③新たな開発や施設の立地（県庁舎移転、市庁舎移転、交流拠点施設建設、長崎駅周辺の再開発、新大工町市街地再開発、県庁舎跡地活用、幸町サッカースタジアム計画等）等、周辺環境や環境の変化による見直しの視点をもとに、更なるバリアフリー化の推進に向けた検討を行う。 なお、今回の策定にあたっては、本市の附属機関として新たに協議会を設置し、バリアフリーに関する重要事項の調査・審議を行うとともに、高齢者・障害者団体等へのヒアリングやまち歩きワークショップ等を通じた利用者側のニーズの積極的な導入により、より効率的かつ実効性のある計画とする。
2	R 2	まちづくり部 都市計画課	長崎市公共交通総合計画	0	H29.7 ～ R2.5	人口減少・少子高齢化の進行により、日常生活や経済活動において、公共交通機関の果たす役割は、ますます重要となっているが、一方で、公共交通利用者の減少による公共交通ネットワークの縮小やサービス水準の低下が懸念される。 このような中、「都市計画マスタープラン」で将来の都市像として示している「ネットワーク型コンパクトシティ長崎」を実現するため、平成28年度から策定に着手した立地適正化計画と連携した持続可能な公共交通のあり方について検討する。	公共交通の整備状況、利用状況及び市民ニーズ等を把握したうえで、今後の問題点と課題を整理し、将来を見据えた公共交通に関する総合的な計画を策定する。 策定後は、交通事業者等と意見交換や情報共有を行い、持続可能な公共交通の確保方策等について検討を進めていく。

表 2 (令和2年度作成分)

基本構想・基本計画等作成調【建設水道委員会】

(〔事業費〕単位：千円)

番号	事業年度	所属	構想・計画名	事業費	作成期間	目的	方法及び事業効果等
3	R2	建築部 住宅課	住生活基本計画・公営住宅等 長寿命化計画	0	H30.3 ～ R3.3	本市においては、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進しているが、現計画の計画期間が令和2年度までとなっていること、また、上位・関連計画の改定や少子高齢化の深刻化、空き家の急増などの社会情勢の変化を踏まえ、改定を行うもの。また、市営住宅に関しては、公共施設マネジメントの視点から公営住宅等長寿命化計画の中で検討し、あわせて改定を行うもの。	計画の改定にあたっては、住み慣れた地域で住み続けられる住まいづくり・まちづくりを進めるための具体的な住宅施策について、住宅審議会など外部からの意見を聴取しながら検討していく。また、市営住宅に関しては、将来の必要戸数を推計し、ストックの長期的活用のために、令和元年度に高島で行った完全バリアフリー型エレベーター設置などの居住環境の改善実績をふまえ、効果的な改修方法や効率的な建替え等を検討しながら進めていく。